

245 教育刷新委員会委員長報告「私学振興に関する事」文部大臣へ回付
〔昭和二十三年一月〕

(注記1)

文部第一号	起	昭和二十三年一月十二日	閣議 〔決定〕	昭和二十三年一月十二日
案	上奏	昭和 年 月 日	施行	昭和 年 月 日
	公布	昭和 年 月 日		昭和 年 月 日

(注記2)

内閣総理大臣 花押

内閣官房次長 花押

内閣官房長官 内閣事務官 佐藤

(注記3)

別紙教育刷新委員会委員長報告

一、私学振興に関する事

一、現在の高等学校並びに高等専門学校措置に関する事。

右供覧

回付案

年 月 日

内閣官房長官

文部大臣宛

教育刷新委員会委員長から別紙のとおり報告があつたので命に

よつて送付する。

昭和二十三年十二月二十六日

教育刷新委員会委員長 南原 繁 印

内閣総理大臣 片山 哲 殿

教育刷新委員会第四八・四九回総会に〔^{採道}〕において左記事項を決議したのでこれを報告する。

なおこの決議事項を速かに実現するよう取計らわれない。

記

一、私学振興に関すること（別紙一）

一、現在の高等学校並びに高等専門学校措置に関すること

（別紙二）

（注記4）

私学振興に関すること。

（二二、一一、一一）
第四十八回総会で採択

私学が我国教育上占める地位の重要性に鑑み、その自主性を確保するとともに最近のインフレにより危機に類した私学に財政的援助をすることは教育の機会均等を図る上から極めて緊要である。

私学は国又は地方公共団体が当然なすべき教育の一部を分担し、国家教育の使命を果し且又教育基本法、学校教育法の適用を受けているので私学が憲法第八十九条に謂う公の支配に属することは、明かであり政府も又憲法議会においてこの旨を明かに言明しているのである。

政府は速かに左の施策を確立させたい。

(一) 私学の公共性を法的に確認し且自主性を確保する為学校法人法を制定すること。

(二) 戦災学校に対する補助金資材の確保並びに軍用建物又は其の他の国有建物の優先低価払下及びこれが弁済に関する特別な措置を講ずること。

(三) 経営費の急激なる膨張に伴い経営費に対する補助金又は貸付金の増額を行うこと。

(四) 学校に対する寄附金については寄附者の相続税、所得税、営業税等において免税を行うこと。

(五) 専門学校、中等学校等の封鎖^{（預）}予金に対しても全面的に解除を行うこと。

(六) 私学の財的基礎を強固にする為教育金庫法の如きものを制定して私学に対する財政援助の根本的対策の樹立を望む。

（以下、現在、未公開）

（注記1）

「学事」

（注記2）

「佐野（印）
（印）」

（注記3）

「^{（加註）}四」（簿冊内件名番号）

（注記4）

「文甲一二」

『公文類集 卷七十三編 卷百二十三 昭和二十三年 学事全』
教育刷新委員会委員長(報告)』 2A, 28-2, ③3287